

植別川河口付近における さけ・ます採捕の制限について

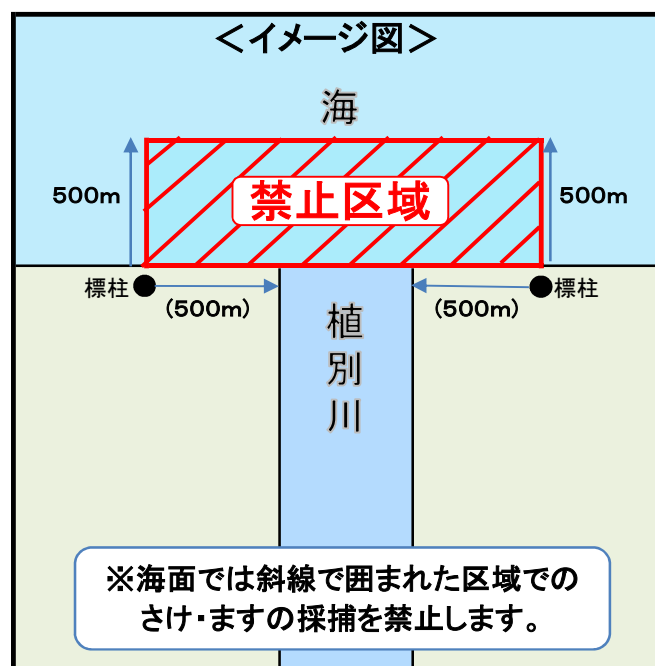
羅臼町と標津町の境界にある植別川河口付近においては、北海道漁業調整規則第42条により、6月1日から9月30日までの間、さけ・ますの採捕が禁止されていますが、根室海区漁業調整委員会による委員会指示により、引き続き10月1日から11月30日までの間についても、さけ・ますの採捕を禁止します。

大切な水産資源を保護し、育てていくために、関係法令や規則を守りましょう。皆様のご協力をお願いします。

- 河川 植別川(羅臼町・標津町)
- 禁止区域(令和5年)

河口及び沿岸		方位		沖合	禁止期間
左海岸	右海岸	左方	右方		
(500m)	(500m)	80° 51′	105° 00′	500m	10/1~11/30

※ ()内の距離は、標柱からの目安です。



連絡先

根室振興局産業振興部水産課／根室海区漁業調整委員会
〔根室市常盤町3丁目28番地 0153-23-6853(内線2621/2670)〕